

町民まちづくり提案事業（令和6年度町予算事業）の募集について

町民がまちづくりに参加する取り組みとして、美瑛町自治基本条例に基づき「町民まちづくり提案事業」を実施することで、町民の主体的なまちづくりを推進します。

この事業は、まちの課題を解決するアイデアを提案いただき、公平性、実効性などを考慮した上で、令和6年度実施計画に取り入れ、まちの事業として予算化を検討することを目的としています。

本事業を通じて、「美瑛町共有ビジョン」の実現と美瑛町自治基本条例の目的である「みんなでつくるまちづくり」を目指します。

美瑛町共有ビジョン

- ◆豊かな美しい景観が、農業と観光の架け橋となるまち
- ◆誰もが自らの可能性を伸ばせるまち
- ◆誰もが健康でともに支えあい、安心して住み続けられるまち
- ◆ライフラインが確保され、災害に負けない強さとしなやかさを備えるまち
- ◆豊かな自然と共生し、持続可能な循環型社会を目指すまち
- ◆子どもの個性を育み、全力で応援するまち
- ◆すべての人に居場所と役割があり、希望を持って笑顔で暮らせるまち

1. 募集する内容

募集する内容は公益的なもので次に該当する事業とします。

- ◆ 地域課題の解決や社会的課題の解決がはかれるもの
- ◆ 町民サービスの向上等の具体的な成果や効果が期待できるもの
- ◆ その他町の事業として実施することが適切であるもの

2. 募集期間

令和5年(2023年)8月1日(火)から令和5年(2023年)9月29日(金)までとします。

3. 提案の方法

次の書類を役場まちづくり推進課に持参いただくか、メール又はFAXにて提出してください。

- ① まちづくり提案書（様式はまちづくり推進課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。）
 - ② 提案内容の補足資料（収支予算書、写真、他自治体の事例・パンフレットなど）
- ※ 補足資料の提出は任意となります。
- ※ 提案内容について個別にヒアリングをさせていただく場合があります。
- ※ 提案内容は氏名・住所・電話番号を伏せ、町のホームページで公表させていただきます。

4. 提案の事業採択

提案していただいた事業採択の可否については以下の流れで決定します。

- ① まちづくり推進課と関係（所管）課において提案書をもとに検討いたします。
- ※必要に応じて提案者にお話を伺います。
- ② 令和5年12月以降に実施する令和6年度の町予算編成に取り入れ、予算査定を実施します。
 - ③ 令和6年度の予算成立後（令和6年3月下旬）に、その結果を提案者へ通知するとともに、町ホームページ等により公表します。

5. 提案の採択例

こんな提案を募集します。

- ① 子どもや観光客が集まる水遊びができる公園の設営（令和2年度提案）
子育て世帯や観光客の交流を生み、町内の活性化や定住の促進につなげる。
- ② 町内放送をYouTubeにも！（令和4年度提案）
防災無線だけではなく、町内のイベントや店の情報などまちの魅力をYouTubeで配信する。

※ 過去の提案内容及び検討結果は町のホームページでご覧いただけます。

6. その他

町民のみなさんの視点や発想を活かしたアイデアを自由にご提案ください。提案内容や書類の作成方法など、お気軽にご相談ください。

【問合せ／提出先】美瑛町役場まちづくり推進課 電話：92-4330 FAX：92-4414

e-mail：machi@town.biei.hokkaido.jp